

“セクハラ”について考えてみる

～あなたは、どう考えますか？～

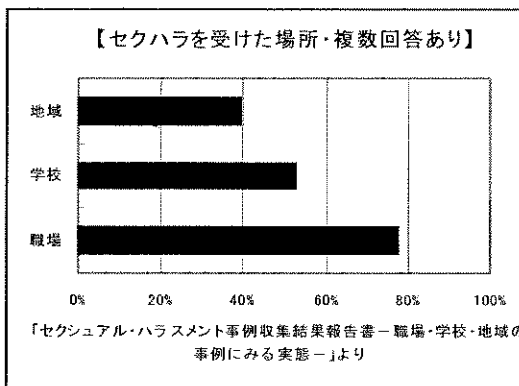
●「セクハラ」という現実

「セクハラ」という言葉は、テレビや新聞・雑誌などで目にすることも多く、ここ数年は日常会話の中にも随分と定着してきた感があります。しかし、まだまだ「セクハラ」に対する考え方が1人ひとり違っている状況なのではないでしょうか。

例えば、何が「セクハラ」なのか？という個別・具体的な事例の判断基準。また、「セクハラ」は些細なことなのか大問題なのか？といった問題認識。

被害者を責めたり、加害者の問題を別な何かとすり替えてうやむやにしまったりするような傾向など。日々の暮らしの中で、見聞きすることは少なくありません。

実際、「セクハラ」は人・時・場所を選ばず、身近に起こっているのです。「かながわ女性センター」が平成9年に行った、18歳以上の「セクハラ」を受けた経験があるという女性を対象にした調査では、次のような結果が出ています。

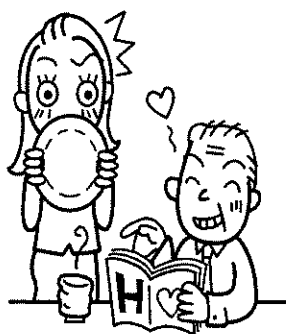


●別の視点で「セクハラ」を考える

「セクハラ」を考えるきっかけとして、よくある「男の疑問」と「住居侵入罪」とを比べてみてはどうでしょうか？

セクハラによくある「男の疑問」	住居侵入罪
女が勝手に決めるのか？	家主が勝手に判断する。
強要でなく、お願いならいいのか？	侵入の方法が問題なのではなく、侵入したことが問題になる。
オジサンはダメでも、いい男ならOKなのか？	侵入者のキャラクターではなく、了解の有無を土台に判断。
ジョークや酒のうえでの出来事に、めくじらをたてるのはどうか？	ふざけてでも酒のうえでも、相手の了解が必要。
ジトッと見るのはダメと言われても困る。	隣の家でものぞき見はダメ（のぞかないのがエチケット）

『事例・判例でみるセクハラ対策』 金子雅臣・著 築地書館 1999年



●「セクハラ」の前提にある「力関係」

一般的には、男性が女性に対して、上司が部下に対して、大人が子どもに対して、多数が少数に対して等の「力関係」が存在するところに起こります。加害者が「力」を行使していることに無自覚な限り、「セクハラ」は繰り返されるのではないのでしょうか。

もう少し具体的に“セクハラ”を考えてみる

～いつでも・だれでも・どこでも起こりうる「セクハラ」～

◆「セクハラ」の温度差

拒否しにくい弱者に対して、望まない性的圧力を強者がかけるという関係が、「セクハラ」です。「セクハラを」受けた人は、心が深く傷つきます。他人に危害を加えるのが犯罪ならば、「セクハラ」は立派な犯罪なのではないでしょうか。

拒否しにくい立場に相手を追い込んでおきながら、「イヤと言わなかった」「嫌がっていても内心は喜んでいたはず」などと、「セクハラ」の加害者は言います。このように加害者と被害者の認識の差が、問題を不透明にしがちです。もし、対等で利害関係の無い立場であれば拒否することなのかどうかを、考えてみる必要があるのではないのでしょうか？

- * 身体的力関係：男性＞女性 大人＞子ども など
- * 社会的力関係：上司＞部下 先生＞生徒 多数＞1人
正規職員＞非正規職員（派遣労働者） など

◇自分が「加害者」になる可能性

話題にされにくく軽視されがちな「セクハラ」に、「ことばのセクハラ」があります。

- * 性的な事実関係を尋ねること
- * 性的な情報（噂）を意図的に流すこと
- * 性的な冗談
- * 執拗なデートの誘い など

◆「セクハラ」をするのは、どんな人？

いかにも「いやらしいことをしそうな人」だけが、「セクハラ」をするわけではありません。

- * 安定した職業を持ち、地域でも尊敬されている場合もあり得る
- * あらゆる立場・職業の誰でもが、加害者であり得る
- * 女も男も、子どもも大人も加害者になり得る

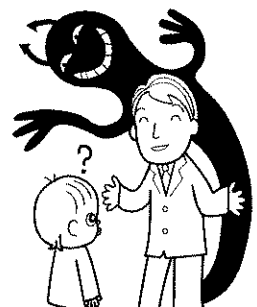
◇「セクハラ」被害から身を守るために

子ども向けとしては、CAPプログラムが参考になります。

- * NO（イヤと言う）／GO（逃げる）／TELL（信頼できる人に話す）

大人向けとしては

- * 意思表示（イヤだと思ったら、その気持ちを相手に伝える）
- * 職場での話し合い（周囲の人に理解を広げる）
- * 記録を残す（日時・場所・その内容を具体的に記録する）
- * 相談する（信頼の置ける人や機関に相談し、その記録を残す）



性暴力の二次被害 ~セクハラ裁判にみる「望まれる被害者像」~

●悪いのは、誰？

最近、電鉄会社で「女性専用車」が試験的に導入され始めました。この背景には、車内での「チカン行為」が頻繁にあり、多くの人が被害に苦しんでいるという事情があります。その対応として「女性専用車」が最適であるかどうかについては、今後も議論が必要でしょう。ただ、その場で被害者が「声」をあげにくい雰囲気があることも、否めません。

一番に責められるべきは「チカン行為」をした方であるはずなのに、その場で「声をあげる」ことをしなければ、後から語られる被害者の話は、他者から理解されないだけでなく、時に誤解や曲解されてしまいます。「ミニスカートなんか着るから」とか「隙があったのでは」などと第三者から言われると、被害者は不必要に自分を責め、悔しく悲しい思いを引きずってしまうのです。また、不用意に「大したことじゃないだろう」「早く忘れろ」というような言葉をかけられると、感情を無理にコントロールせねばならず、精神的な負担が増します。

なぜ性に関する犯罪では、「被害者が責められる」という現象が起こるのでしょうか。性に関する言動は、「男性に寛容であっても、女性に対してそうでない」「女は、聖母か娼婦」といった「二重基準(ダブル・スタンダード)」が、人々の意識に影響を及ぼしているからではないでしょうか。



●秋田セクシュアル・ハラスメント裁判

1993年に秋田県のある大学で、男性教授と女性非常勤研究補助員との間に起こったセクハラ事件が、裁判で争われました。1997年の一審判決では、被害者の女性が敗訴しました。その結果を不服とした女性は控訴し、控訴審判決では完全逆転勝訴し、加害者の男性教授が上告しなかったため、控訴審判決で確定しました。

一審では、性犯罪の被害者像を限定し、被害

者の行動がそのどれにも当てはまらないという理由から、申し立てが信用できないと判断しました。これは、裁判官個人の「二重基準(ダブル・スタンダード)」が、判決に反映された結果であると考えられます。

【一審判決の「Aさんを被害者と認めない」理由】

- ・知り合いからの性暴力には抵抗できるはずなのに、抵抗しなかった。
- ・被害者が一定の年齢を重ね、性経験のある場合には、恐怖や驚愕の無抵抗状態にはならないはずなのに、抵抗しなかった。
- ・「止めさせようと思って触った手が汚らしく感じられて、手を引っ込めた」というのは、冷静であり悠長すぎる。
- ・被害から逃れれば、相手の退去を求めるとか非難する言動に出るのが通常なのに、しなかった。

『セクハラ神話はもういらない』秋田セクシュアルハラスメント裁判Aさんを支える会・編 教育史料出版会 2000年

つまり、一審において被害者は、事実を曲解されるという「二次被害」にあったわけです。

しかし、控訴審では「性的被害者の行動パターンを一義的に経験則化し、それに合致しない行動が架空のものであるとして排斥することはできない」という理由から、被害者の申し立てが信用できると判断されました。

一審と控訴審の違いは、「事実」そのものの問題ではなく、「事実」「認定」の問題」だったのです。

●裁判には勝っても

「自意識過剰だ」とか「大きさに騒ぎ立てて」などという周囲の反応は、被害者の「声をあげる」勇気を否定することにつながりますし、「自分から誘ったのでは」や「加害者への単なる嫌がらせ行為だ」などの第三者の認識は、問題をすりかえた上に、被害者の人間性を傷つける「二次被害」そのものです。

上記のような事実無視や偏った認識に基づく被害者へのまなざしや言動は、間接的な加害行為につながる危険性があると同時に、被害者の「声をあげる」という行為自体への、否定的なメッセージにもなります。

このことが、冒頭に述べた「声」をあげにくい雰囲気を形作ることへ、つながっているのではないのでしょうか。



セクシャル・ハラスメント 一問一答



Q. セクシャル・ハラスメントが起こる原因は？

A. 次のようなものが原因とされています。

- ①女性差別・男性の女性に対する軽視
- ②女性が性的対象物と見られている
- ③加害者が自分の持つ権力に気づいていない
- ④男性中心の性文化が社会の基準になっている

Q. セクハラニュースをよく聞きますが、最近特に増えてきているのですか？

A. 1993年国連総会で「女性に対する暴力撤廃宣言」の採択、1997年の「改正男女雇用機会均等法」の中でセクハラに関する規定がなされたこと、2001年「DV防止法」の施行など、女性への暴力防止のための法整備が進んで、被害者が声を上げやすくなったことなどが、表面的な件数増加の原因です。自分に起こったことは自分に責任があるわけでも、自分だけに特異なことではないと気づいて、当然の権利として主張を始めたのです。

企業にはセクハラを防止する義務が課せられました。また社会の考え方も前向きに変ってきています。かつて、チカンの出そうな場所には「気をつけよう、甘い言葉と暗い道」という看板がありました。今では「チカンは犯罪です」「チカンあかん」という内容のものも見られるようになりました。

Q. セクハラ！と言われたいか心配で、仕事ができません、どうしたらいいのでしょうか？

A. プールの監視員から「危険な飛び込みをする女の子（小6くらい）がいるんだけど、セクハラと言われたいか心配で、腕を掴んで止めることができない」とか、体育の教諭から「逆立ちの指導をするときに、補助行為ができない」などの訴えを聞きます。そんなとき『べからず集』のようなものに頼ることなく、セクハラがなぜ起こるかをきちんと押えていけば、迷うことはありません。もし分からないのなら、相手に「手をあてて介助するけど、ええか？」と尋ねる、その行為が職務に忠実であるか（危険を回避する手段かなど）考える、相手の人権を尊重した行為かどうか考

るなどしてみてください。

Q. 相手の合意があれば何をしてもセクハラにならないですよね？

A. 社内恋愛で結婚をするカップルもあれば、先生と生徒という関係から結婚にまで発展するカップルもいます。それは個人個人の自由ですが、あくまでも個人の立場で許されることです。たとえ双方の合意があっても、公の場でその関係を見せ付けることで職場環境が悪化したり、勉強をする雰囲気は損なわれれば、それは環境型セクハラにあたります。環境型セクハラには他に、水着の女性のポスターを社内に貼る、いやらしい冗談を言う、などがあります。

Q. ホームヘルパーをしています(女性)。身体介護のときクライアントからお尻や胸を触られることがあります。セクハラでしょうか？

A. 力関係は、「お客>訪問介護事業所」となりますが、そこには「男性>女性」という図式も見られます。女性ヘルパーはともすれば、妻の代わりとみなされて契約以外のことまで要求されることがあるそうです。しかし、性的な行為まで介護の内容に入っているはずがありません。クライアントにきっぱりと言う、職場に訴えるなどしましょう。また、事業所もそのような声にきちんと対応しなければならないはずで

Q. セクハラ、セクハラと大げさじゃないですか？

A. 「その気があったんじゃないの」「懲戒免職だなんて、たかがセクハラぐらいで」という人はたくさんいます。そう言う人は、セクハラ二次加害者です。被害を訴える人をさげすんだり、差別したりしないようにしましょう。加害者をよく知っているとうことで、よく知らない被害者を疑えば、被害者はさらに傷つくことになります。女性への（当然男性に対しても）性暴力は重大な人権侵害であることを、私たち1人1人が確認することが、セクハラを防止するただ一つの道です。